

## 教第93号議案

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の件  
神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年3月30日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和27年6月教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表1 A 1階層の項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改め、同表1 A 2階層の項中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「1,500」を「0」に改め、同表1 B 2階層の項中「14,800」を「14,100」に改め、同表備考第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同備考第6項第2号中「当該支給認定保護者が該当する階層区分の第2子に係る額」を「3,000円」に改め、同備考第7項第8号中「第72条第1項第2号に規定する障害共済年金」を「第73条第1項第2号に規定する障害厚生年金及び同法第74条第2号に規定する公務障害年金」に改め、同項第9号中「第74条第2号に規定する障害共済年金」を「第75条第1項第2号に規定する障害厚生年金及び同法第76条第2号に規定する公務障害年金」に改め、同項第10号を次のように改める。

- (10) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第20条第2項第2号に規定する職務障害年金の受給者

別表備考第7項中第17号を第20号とし、第16号の次に次の3号を加える。

(17) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第72条第1項第2号に規定する障害共済年金の受給者

- (18) 一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第74条第

2号に規定する障害共済年金の受給者

(19) 一元化法第4条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第20条第2項第2号に規定する障害共済年金の受給者

別表備考9第1号中「3,000円」を「3,500円」に改め、同項第2号中「4,000円」を「4,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置の一部改正)

2 神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年3月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の表1 A 2階層の項中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「1,500」を「0」に改め、同表備考第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同備考第6項第2号中「当該支給認定保護者が該当する階層区分の第2子に係る額」を「3,000円」に改める。

附則第7項の表備考9第1号中「3,000円」を「3,500円」に改め、同項第2号中「4,000円」を「4,500円」に改める。

## 理 由

幼児教育無償化の取り組みによる市立幼稚園の保育料の改正に伴い、神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。  
(改正案)

附 則

(現 行)

別表 (第2条の2関係)

(単位 円)

各月初日の支給認定保護者の階層区分	定義	利用者負担額
1 A 1 階層	被保護者 (生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。) である支給認定保護者, 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の4第1項に規定する里親 (以下単に「里親」という。) である支給認定保護者 (法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育に係るものに限る。) 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支給認定保護者 (当該支給認定保護者と同一の世帯に属する	第1子 略 第2子 略

附 則

別表 (第2条の2関係)

(単位 円)

各月初日の支給認定保護者の階層区分	定義	利用者負担額
1 A 1 階層	<u>第6条の4</u>	第1子 略 第2子 略

1 A 2 階層	者が受給している場合を含む。以下同じ。）	1 A 1 階層に該当する者及び同一の世帯に属する者が、第2条の2に掲げる利用者負担額に係る教育又は保育(以下この表において「教育・保育」という。)のあった月の属する年度(教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「市民税所得割」という。)を課されない者(神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)の規定により当該市民税所得割を免除された者を含み、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等(児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の	略	1,500	1 A 2 階層		略	0
-------------	----------------------	---	---	-------	-------------	--	---	---

	4 第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院, 児童養護施設, 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。)である支給認定保護者	略	略	1 B 1 階	略
				1 B 2 階	略
				1 C 階層	略
				1 D 階層	略

4 第1号	児童 心理治療施設	略	略	1 B 1 階	略
				1 B 2 階	略
				1 C 階層	略
				1 D 階層	略

備考

6

1

2 この表の規定による第2子に係る利用者負担額は、同一世帯に2人以上の負担額算定基準子ども(幼稚園, 特別支援学校の幼稚部, 保育所, 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い, 在学し, 若しくは在籍する小学校就学前子ども, 特別保育を受ける小学校就学前子ども, 家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)による保育を受ける小学校就学前子ども, 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども(以下「負担額算定基準小学校就学前子ども

児童心理治療施設

も」という。)又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもをいう。第4項において同じ。)がいる場合の第2子の支給認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける支給認定子どもを除く。次項において同じ。)に係る額とする。

3～5 略

6 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等(次項各号(当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者については、第1号を除く。))に掲げる者をいう。)である場合にあっては、当該支給認定保護者の利用者負担額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 支給認定保護者の階層が1 A 2階層と認定されたとき 無料

(2) 支給認定保護者の階層が1 B 1階層又は1 B 2階層と認定された場合であって、支給認定子どもが第1子であるとき 当該支給認定保護者が該当する階層区分の第2子に係る額

(3) 支給認定保護者の階層が1 B 1階層又は1 B 2階層と認定された場合であって、生計を一にする2人以上の負担額算定基準者がいる場合に支給認定子どもが第2子以降であるとき 無料

7 前項に規定する要保護者等とは、次の各号に掲げる者

3,000円

をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (3) 療育手帳の交付を受けた者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給の対象となる障害児
- (6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条第2号に規定する障害基礎年金の受給者
- (7) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第32条第2号に規定する障害厚生年金の受給者
- (8) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第72条第1項第2号に規定する障害共済年金の受給者
- (9) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第74条第2号に規定する障害共済年金の受給者



- (10) 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)第20条第2項第2号に規定する障害共済年金の受給者
- (11) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第2項第2号に規定する障害共済年金又は同項第3号に規定する障害年金の受給者
- (12) 恩給法(大正12年法律第48号)第2条第1項に規定する増加恩給の受給者
- (13) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項、第78条第1項又は第87条第1項に規定する障害年金の受給者
- (14) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第2条第6号に規定する障害年金の受給者
- (15) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)附則第2条第7号に規定する障害年金の受給者
- (16) 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第106号)第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による障害年金の受給者

私立学校教職員共済法

第20条第2項第2号に規定する職務障害年金

- (17) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)。

以下「平成24年一元化法」という。)第2条の規定による  
改正前の国家公務員共済組合法に規定する障害共済年金  
の受給者

(18) 平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地  
方公務員等共済組合法に規定する障害共済年金の受給者

(19) 平成24年一元化法第4条の規定による改正前の私  
立学校教職員共済法に規定する障害共済年金の受給者

(20)

(17) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法第6条  
第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると  
市長が認める者

8 略

9 支給認定保護者の市民税所得割合算額が119,001円以  
上169,000円未満の場合において、この表の規定による第  
1子に係る利用者負担額の適用を受ける支給認定子ども  
うち、次の各号のいずれかに該当する者に係る利用者負担  
額については、それぞれ当該各号に定める額を控除した額  
とする。

(1) 生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場

合の第2子 3,000円

(2) 生計を一にする負担額算定基準者が3人以上いる場

合の第3子以降 4,000円

3,500円

4,500円

(参考 2)

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

- 附 則  
1～6 略
- 7 新規則第2条の2の規定にかかわらず，平成29年度における利用者負担額については，次の表に定める額とする。

(単位 円)

各月初日の階層区分	支給認定保護者の階層区分	定義	利用者負担額 第1子	利用者負担額 第2子
1 A 1 階層	略	略	略	略
1 A 2 階層	1 A 1 階層に該当する者を除く支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が，教育・保育のあった月の属する年度（教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては，前年度）分の市民税所得割を課されない者（神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）の規定により当該市民税所得割を免除された者を含み，当該所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）		略	1,500

- 附 則  
1～6 略
- 7 新規則第2条の2の規定にかかわらず，平成29年度における利用者負担額については，次の表に定める額とする。

(単位 円)

各月初日の階層区分	支給認定保護者の階層区分	定義	利用者負担額 第1子	利用者負担額 第2子
1 A 1 階層	略	略	略	略
1 A 2 階層	略	略	略	0

	である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）である支給認定保護者	略	略	略	略	1 B 1 階層	略	略	略
						1 B 2 階層	略	略	略
						1 C 階層	略	略	略
						1 D 階層	略	略	略
	第6条の4第1号  <u>施設</u>  <u>児童心理治療</u>	略	略	略	略	1 B 1 階層	略	略	略
						1 B 2 階層	略	略	略
						1 C 階層	略	略	略
						1 D 階層	略	略	略

備考

1 略

2 この表の規定による第2子に係る利用者負担額は、同一世帯に2人以上の負担額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特別保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をい

児童心理治療施設

う。)による保育を受ける小学校就学前子ども、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども(以下「負担額算定基準小学校就学前子ども」という。)又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもをいう。第4項において同じ。)がいる場合の第2子の支給認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける支給認定子どもを除く。次項において同じ。)に係る額とする。

3～5 略

6 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等(次項各号(当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者については、第1号を除く。)に掲げる者をいう。)である場合にあっては、当該支給認定保護者の利用者負担額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 支給認定保護者の階層が1 A 2階層と認定されたとき

無料

(2) 支給認定保護者の階層が1 B 1階層又は1 B 2階層と認定された場合であって、支給認定子どもが第1子であるとき 当該支給認定保護者が該当する階層区分の第2子に係る額

(3) 支給認定保護者の階層が1 B 1階層又は1 B 2階層

3,000円

と認定された場合であって、生計を一にする2人以上の負担額算定基準者がいる場合に支給認定子どもが第2子以降であるとき 無料

7～8 略

9 支給認定保護者の市民税所得割合算額が119,001円以上169,000円未満の場合において、この表の規定による第1子に係る利用者負担額の適用を受ける支給認定子どものうち、次の各号のいずれかに該当する者に係る利用者負担額については、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

(1) 生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場合の第2子 3,500円

(2) 生計を一にする負担額算定基準者が3人以上いる場合の第3子以降 4,500円

## 教育標準時間認定を受けた子どもに係る 市立幼稚園利用者負担額表

- ※毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。  
 ※市立幼稚園の利用者負担額について、私立幼稚園(1号認定子ども)の利用者負担額へと段階的な引き上げを予定しています。  
 ※市立幼稚園では、利用者負担額の減額・免除制度を引き続き実施する予定です。  
 ※利用者負担額(月額)は年額の12分の1の額です。  
 ※平成26年度以前から在園している園児については、従来の利用者負担額を卒園まで適用します。

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定 義	市立幼稚園 第1子 【第2子】			私立幼稚園 (1号認定子ども) 第1子 【第2子】
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	
1A1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
1A2階層	・市民税非課税世帯 ・市民税所得割がかかっていない世帯(均等割のみ課税)	3,000 【1,500】	3,000 【0】←【1,500】	3,000 【0】←【1,500】	3,000 【0】←【1,500】
1B1階層	所得割課税額 48,600円未満 である世帯 (注3)	10,200 【5,100】	10,200 【5,100】	10,200 【5,100】	10,200 【5,100】
1B2階層	1A1階層を除き、当該年度市民税額の区分が次の区分に該当する世帯 (なお、4月分～8月分は前年度市民税額の区分により算定する)	11,800 【5,700】	13,300 【6,250】	14,100←14,800 【6,800】	14,100←14,800 【6,800】
1C階層	所得割課税額 77,101円以上211,200円以下 である世帯	13,200 【6,600】	16,100 【8,050】	19,200 【9,000】	19,200 【9,000】
1D階層	所得割課税額 211,201円以上 である世帯	13,800 【6,900】	17,300 【8,650】	20,900 【10,500】	20,900 【10,500】

- (注1) **市民税所得割課税額が119,000円以下の世帯**  
 ①多子計算に係る年齢制限はなく、扶養している子どもにおいて年長者から2番目の子どもの利用者負担額は第2子欄の金額となります。  
 ②多子計算に係る年齢制限はなく、扶養している子どもにおいて年長者から3番目以降の子どもの利用者負担額は無料となります。

- (注2) **市民税所得割課税額が119,000円を超える世帯**  
 ①同時在園及び小1～小3子ども(※)で年長者から2番目の子どもの利用者負担額は第2子欄の金額となります。  
 ②同時在園及び小1～小3子ども(※)で年長者から3番目以降の子どもの利用者負担額は無料となります。

※「同時在園及び小1～小3子ども」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する小学校3年までの子ども(小学校就学前については、認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合に限る。)です。

ただし、支給認定保護者の市民税所得割合算額が119,001円以上169,000円未満の場合において、この表の規定による第1子に係る利用者負担額の適用を受ける支給認定子どものうち、次の各号のいずれかに該当する者に係る利用者負担額については、それぞれ当該各号に定める額を控除した額となります。

- (1) 扶養している子どもにおいて年長者から2番目の子ども **3,500円←3,000円**  
 (2) 扶養している子どもにおいて年長者から3番目以降の子ども **4,500円←4,000円**

- (注3) **市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯**  
 ・1A2・1B1又は1B2階層に属している世帯のうち、母子家庭、父子家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。

(注3) 平成29年度利用者負担額(月額)

扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子
1A2階層	円 0	円 0
1B1階層	3,000←5,100	0
1B2階層	3,000←6,250	0

- (注4) 市民税額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

# 平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について(案)

＜所要額(公費ベース)＞  
 1号:約31億円 ※就園奨励費含む  
 2・3号:約37億円

## 1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円

0円

## 2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。

※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)

○2・3号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子 15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子 27,000円	13,500円(基準額表の半額)

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円 第2子 8,050円	(同左)

14,100円  
7,050円



① (拡)ひょうご保育料軽減事業

427,608千円

○ 多子世帯保育料軽減事業 (223,092千円 (法人県民税超過課税))

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、第3子以降の保育料の一部を助成

- 対象世帯 教育認定子ども：市町村民税所得割額169,000円未満の世帯  
保育認定子ども：市町村民税所得割額155,500円未満の世帯
- 対象児童 保育所、幼稚園等を利用する第3子以降の児童  
(国制度による負担軽減対象者を除く)
- (拡)補助基準額 月額5,000円を超える保育料に対して
  - ・ 3歳未満児 月額6,000円を限度に補助 (平成28年度：5,500円)
  - ・ 3歳以上児 月額4,500円を限度に補助 (平成28年度：4,000円)
- 負担割合 県10/10

○ 第2子の保育料軽減 (204,516千円)

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、第2子の保育料の一部を助成

- 対象世帯 教育認定子ども：市町村民税所得割額169,000円未満の世帯  
保育認定子ども：市町村民税所得割額155,500円未満の世帯
- 対象児童 保育所、幼稚園等を利用する第2子の児童  
(国制度による負担軽減対象者を除く)
- (拡)補助基準額 月額5,000円を超える保育料に対して
  - ・ 3歳未満児 月額5,000円を限度に補助 (平成28年度：4,500円)
  - ・ 3歳以上児 月額3,500円を限度に補助 (平成28年度：3,000円)
- 負担割合 県1/2、市町1/2